

2005年3月17日

「パブリックコメントへの意見 (個人情報保護法の全面施行に伴う 商品取引所法等の一部省令改正)」

先物取引被害全国研究会

代表幹事 津谷 裕 貴

事務局長 山崎 省 吾

意見の趣旨

- 1 改正省令案中、目的外利用防止措置を講じる必要があるとする対象情報を、個人である顧客に関する個人情報すべてに広げるべきである。
- 2 改正省令案中、改善命令の対象や禁止事項に、前項の個人情報についての本人の同意なき第三者提供を禁止する旨の規定を設けるべきである。

意見の理由

- 1 改正省令案は、目的外利用を禁止する情報の内容を「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）」と非常に限定的なものとしている。

しかし、個人情報保護法は、16条で、あらゆる個人情報につき、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱を禁じている（目的外利用の禁止）。

委託者の住所・氏名・年齢・職業・収入資産状況・金融商品の取引経験・購読新聞・趣味特技等、各商品取引員が顧客カードや口座設定申込書に記載させている情報は2条1項にいう「個人情報」に該当することはいうまでもない。改正省令案では、目的外利用を禁止する個人情報の範囲を限定し、結局、個人情報保護法よりも緩やかな規制となっているが、商品取引員が一般の個人情報取扱事業者よりも多くの個人情報を扱うことに鑑みれば（住所、氏名、電話番号はもとより、取引の内容、さらに適合性原則との関係では収入、資産、投資経験、購読新聞等の機微な情報まで）、一般法である個人情報保護法よりも緩や

かな規制をするというのは背理である。むしろ、あらゆる個人情報について目的外利用をしないことを確保するための措置を講じることは、一般法である個人情報保護法自体によって要請されているといえる。

したがって、意見の趣旨第1項記載のとおり、少なくとも、目的外利用禁止を確保するための措置は、全ての個人情報につきなされることを義務づけるべきである。

2 また、現状では上記の各情報が、安易に第三者（他社商品取引員等）に提供されている実態がある。

当研究会に所属する弁護士が日常的に経験するところであるが、商品取引員は委託者の過去の他社での取引経験を把握している。日商協の紛争仲介手続で過去の他社取引の指摘を受けたり、訴訟においてA社が原告委託者の過去のB社との取引を分析した表を提出した事案などが当研究会に報告されている。

すなわち、商品取引員間で顧客の取引経験や内容を情報として提供しあっているという実態が存在するのであって、かかる情報提供は、個人情報保護法23条が禁止する本人の同意なき第三者提供に該当する。

したがって、意見の趣旨第2項記載のとおり、改正省令案においても、この第三者提供を禁止する措置を設けるべきである。